

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙・「みらい」
NO. 3638
16年3月22日(火)
・Fax 095-828-1953

ストは正しい

おはようございます。

一六春闘での郵政ユニオンの賃上げ要求は、期間雇用社員の時給アップ二百円でした。会社は「賃上げはダメ」だが、ボーナスに「上限二万円を加算する」としました。この一万円はベアではなく、文字通りススキの涙です。

郵政は株式市場で利益を上げました。これは現場の労働者が働いた結果です。その見返りが、非正規二十万人(全員が対象ではない)へのボーナス二万円(上限)加算(十億円程度)で済ますとは、まさに馬鹿にするな!の一言です。だから郵政ユニオンの全国の仲間が明日ストライキに入ります。

これに対して、会社は郵政ユニオンのストに監視体制をとります。これは郵政が、いまだにストを違法だとみていることの証明です。しかしストは合法で、逆に会社の監視体制こそ、不当なのです。



労組のストの正当性です。現在は、自由主義経済社会です。この経済は市場での自由な商品売買と契約の合意で成

りたっています。労働市場でいうと、労働者は会社に雇用されて働き、賃金を得て、生活を維持します。これが契約の合意です。労働者が売るのは労働力という商品です。(労働は商品ではありませんが、これには値段がつきます。



労働者が一時間の賃金を一〇〇〇円(年収二百万円)では生活が苦しいとして、二〇〇〇円(年収四〇万円アップ)しろと要求します。これはどの労組も行う普通のことです。問題はその後です。

会社のゼロ回答で、労働者があきらめるかどうかです。私たちは家族の生活がかかっていきますから、再要求をします。このとき、闘いを背景に再度、交渉を行うのです。

労働者が唯一持つ商品＝労働力の価格が安すぎるとして、それを売らないうちは、合意契約不成立の結果ですから、なにも問題はありません。

しかし、これを一人で行えば、労働者は必ず負けます。

労働市場は買い手市場で、人を雇う会社(資本家)が圧倒的に有利です。なぜなら労働者は日々労働力を売り、賃金を得るしか生きていけないからです。こうして個々人では弱い労働者は、みんなまとまります。労働組合です。これを団結権といっています。

そして、まとまった労働者は会社に対処改善を要求し、会社と話し合います。これを団体交渉権といっています。

この交渉で決裂したときで、そこで労働者が自分たちの要求を通すために、みんなまとまり、一斉に労働力を売らない行動をします。これが団体行動権というスト権です。

この三つの権利を労働三権といっています。これこそ労働者が持つ、生きていくための最低の権利と財産なのです。



世界では一七八九年のフランス革命で、農民や商人が王政封建制度を打倒し、自由主義社会を作ります。これが近・現代史の

始まりでした。それまでの農民はスト権がなく、抵抗は一揆でした。しかし、これは王様が許さず、まさに農民は命がけでした。

自由主義(自由と平等)社会になって、農奴は労働者になって、市民として国の主権者となります。しかし、同じく市民革命を担った商人は資本家となつて、労働者のスト権を認めず、弾圧を続けます。

それから百年、一九一九年に世界は第一次世界大戦の反省の上に、国際労働機構(ILO)をつくり、労働のルール＝労働三権を定めます。これで世界の労働者は人としての権利を獲得します。

しかし日本政府は、いまだに公務員などのスト権を禁止したままです。ILOは一七八七本の国際条約(国が国際的に守るべき約束事)がありますが、日本はその四分の三の条約を批准していません。

とりわけ、その第一条(一日八時間労働)の大原則すら批准せず、国を閉ざしたままです。その点でいうなら、日本は江戸時代に続いて鎖国を続ける国で、世界に二〇〇

年も遅れている、まさに封建制レベルの国なのです。

そうした世界に孤立した労働ルールの反映が、日本の労働協約のストなし労組を作り上げ、国のスト禁止を「当たり前」と思つて国家主義的で、協調的な労働運動としているのです。



有期雇用から無期雇用へ。全員の正社員化を。非正規の差別を許さない、などの郵政ユニオンの要求は、人並で生きるという現代人の、当然の要求です。

現にこの交渉で私たちの要求に答える会社側の人自身は六か月契約の非正規社員でもなければ、年収二三百万円ということもないでしょう。これこそ、均等処遇を求め労働契約法の趣旨にも反しなによりも人としての存在の原点、自由・平等という現代社会の大原則にも反します。

昔からの労働運動の教訓です。賃金闘争は決裂したら話し合いでは解決できない。闘うのみです。

裏面に権利法の詳細

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇

なくその差別!

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ!

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

労働者の権利法（ストライキの合法性）

憲法、第 28 条 【勤労者の団結権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働組合法（総則）第 1 条 1

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

第 1 条 2 項

[刑法第 35 条](#)の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。（**刑事免責**）

第 8 条

使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。（**民事免責、損害賠償**）

、 関連法

、 憲法第 29 条 【財産権】 第 1 項 財産権は、これを侵してはならない。

、 民法第 709 条、（**不法行為による損害賠償**）故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

、 国や資本家・会社は、憲法 29 条と民法 709 条で、ストを違法行為として、に民事罰を課そうとする。

、 刑法第 35 条（**正当行為**）= 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

、 だから、刑事免責を労組法に明記している。

、 労働者の規定

労組法第 3 条、この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

労基法第 9 条、この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。